

(仮称) 調布市映画のまち調布推進地区内における建築物の制限の緩和等に関する条例（案）について（概要）

1 制定の理由

良好な住環境を保全しつつ、映画・映像関連産業の集積を生かした「映画のまち調布」にふさわしい土地利用を誘導するため、建築基準法（昭和25年法律201号。以下「法」という。）第49条第2項による建築物の制限の緩和及び法第50条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限について定めます。

2 制定の背景

市では、映画・映像関連事業所の集積が進み、大衆文化を支える映画文化の発信地としての土地利用が進んだ歴史があり、「映画のまち」としての歴史を感じさせる資源が、現在においても多く存在します。

また、事業所の集積や地域資源を活用した地域経済の活性化、観光振興などを目指して、映画・映像関連事業者や市民団体との連携を図りながら、特色ある「映画のまち調布」の取組の展開を図っています。

今後も「映画のまち」として市の魅力を高めていくには、映画・映像関連事業所の施設の立地維持や誘導を進めていく必要がありますが、現状の土地利用の規制により事業所の施設更新や機能拡大を進めるうえで課題があることが判明しています。この課題に対応するため、市では「映画のまち調布の推進に向けた土地利用方針」を策定しました。

この土地利用方針に基づき、用途規制の緩和を行うことから、周辺環境の保護等を図るために建築物等に対する必要な制限を条例で定めることが必要となりました。

3 検討経過

以下のように、モデル地区選定後、地元住民のみなさんとの意見交換を通じて、建築物の制限内容などを検討し、条例（案）として取りまとめました。

(1) これまでの経過

- 令和6年3月 「映画のまち調布」の推進に向けた土地利用方針の策定
- 6月 土地利用方針に基づいたモデル地区の選定
- 7月 「映画のまち調布」の推進に向けたモデル地区に関するまちづくり懇談会
- 9月 「映画のまち調布」の推進に向けたモデル地区に関する

第1回オープンハウス

11月 「映画のまち調布」の推進に向けたモデル地区に関する

第2回オープンハウス

(2) パンフレット等

「映画のまち調布」の推進に向けたモデル地区に関する第2回オープンハウス

4 条例（案）

別紙のとおり

5 公布日（予定）

令和8年3月末